



2024年2月13日

各位

会社名 株式会社 Veritas In Silico
代表者名 代表取締役社長 中村 慎吾
(コード番号: 130A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役管理本部長 松岡 弘之
(TEL 03-6421-7537)

資本金の額の減少（減資）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、2024年3月14日に開催を予定している定時株主総会に、資本金の額の減少を付議することについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 資本金の額の減少の目的

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額 458,000,000 円を 448,000,000 円減少して、10,000,000 円とする。

なお、減資の効力発行日までにオーバーアロットメントによる売出しに関連して第三者割当増資を実施した場合や減資の効力発生日までに当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が行使された場合等には、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがあります。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少の日程（予定）

(1) 取締役会決議日	2024年2月13日
(2) 定時株主総会決議日	2024年3月14日
(3) 債権者異議申述 最終期日	2024年4月18日（予定）
(4) 減資の効力発生日	2024年4月19日（予定）

4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。なお、本件は3月14日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上